

大会規定

(総則)

第1条 本大会は「全日本学生グライダー競技選手権大会」（以下大会という）と称する。

第2条 本大会は公益財団法人日本学生航空連盟（以下本連盟という）定款第3条、第4条の定めるところにより、競技を通じて、学生グライダースポーツの向上と、健全なる心身の育成をはかり、もって航空文化の発展と体育の振興に寄与することを目的とする。

(本部)

第3条 本大会は本部を大会開催地におく。本部は大会の運営を総括する。

(役員)

第4条 本大会に次の役員をおく。

会長1名、副会長若干名。

会長は本大会の運営を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その1名がその職務を代行する。

(顧問、参与)

第5条 本大会には顧問および参与をおくことができる。

顧問は会長の相談に応じ、参与は大会の運営に参加する。

(実行委員)

第6条 本大会の事務、業務を処理するため、本部に次の委員をおく。

実行委員長1名、実行副委員長、総務、競技、整備、審判ならびに救護の各委員若干名。

第7条 実行委員長は会長の統括のもと、大会の事務を総括する。

実行副委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長の事故があるときは、その職務を代行する。

総務、競技、整備、審判、救護の各委員は、次に定める事務分掌に従い、それぞれの所管の事務を処遇する。

第8条 総務委員は次の事務を分掌する。

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 一般事務に関する事項 | 2. 大会の経理に関する事項 |
| 3. 設営に関する事項 | 4. 接待、渉外に関する事項 |
| 5. 警備に関する事項 | 6. 広報に関する事項 |
| 7. 他の所管に属さない事項 | |

第9条 競技委員は次の事務を分掌する。

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1. 競技の進行に関する事項 | 2. 競技用機材に関する事項 |
| 3. 気象に関する事項 | 4. 安全対策に関する事項 |
| 5. 競技記録に関する事項 | 6. 競技の判定および順位に関する事項 |
| 7. 放送発表に関する事項 | 8. 運航管理全般に関する事項 |

第10条 整備委員は次の事務を分掌する。

1. 滑空場等の設備に関する事項
2. 機材、競技用具、資材、工具などの整備に関する事項
3. 機材の修理に関する事項

第11条 審判委員は次の事務を分掌する。

1. 競技の審判に関する一切の事項
2. 競技の判定に対する苦情、抗議の処置

第12条 救護委員は次の事務を分掌する。

1. 救護に関する全般の事項
2. 出場選手の健康管理に関する事項

(資格審査)

第13条 本大会の参加資格を審査するため、資格審査委員会をおく。資格審査委員は次の基準により出場選手の資格審査を行う。

1. 本連盟加盟大学航空部員であること
2. 在学4年以内であること（休学した者は休学証明書を提出すること）
3. 休学中でないこと
4. 申込み時に有効な技能証明（自家用または事業用操縦士、滑空機上級）を所持し、別に定める飛行経歴および競技に必要な能力を有すること
5. 本連盟諸規定に違反しない者

(補 則)

第14条 資格審査、競技、表彰など細部は別に定める。

大会競技規則

(総 則)

1. この規則は「全日本学生グライダー競技選手権大会」(以下大会という)における競技種目、参加の要領、競技実施の方法および成績順位を定め、大会の適正な運営を図ることを目的とする。

(競技種目)

2. 競技種目は周回コース速度競技とする。
指定された周回コースを飛行し、飛行距離と所要時間の長短により優劣を競う。

(参 加)

3. 競技に参加するには選手3名以内と助手、計5名以内でチームを編成し、チームごとに所定の申込書により申し込むものとする。チームは他大学との混成にても可、また1大学からは2チームまでとする。(ただし、2チーム編成の場合は4名以上の選手が必要とする)
4. チームにはチームリーダー(選手を兼ねることができる)を置きチームを代表して大会本部間との連絡にあたるほか、チームメンバーを適切に統率、監督し、競技の円滑な運営に努力する。
5. 出場チーム数(機数)は原則として20チームとする。出場機が20機を超える場合は、競技空域内を同時に飛行する機数を20機以内に制限する。
6. 選手は、申し込みの際、参加費をそえる。参加費は大会運営の経費にあてる。
7. 選手資格は、大会規定13条によるほか次の条件を満たすものとする。また、資格審査委員会は総務委員、競技委員、審判委員で構成する。

(1)各地区で選考されたもの。

(2)申込時まで滑空機(上級)による総飛行時間が30時間を超えたもの。

単独で滑空機に搭乗して1時間以上の滑翔経験があること。

出場競技機又は同型機で5時間以上の飛行経験があること。

(3)集合日までに単独で滑空機に搭乗して24km以上の周回経験があること。

(4)集合日の1ヶ月以内に滑空機(上級)で飛行をしていること。

(5)競技飛行開始前に技量認定を受けたもの。

(競技機材)

8. 競技機FAIで規定するスタンダードクラス以下の性能の上級滑空機とする。詳細は別に定める。
9. 競技機は1チームにつき1機とし、エントリー後の機体の変更は原則として認められない。
10. 競技機はいずれも有効な耐空証明を有するものでなければならない。
(防衛大学校の場合は同等の検査および証明を受けた機体であること)
競技機の装備は各機に規定されたものでなければならない。
11. 競技機は競技開始までに、規定された整備、点検が行なわれていることを、整備委員により確認を受けなければならない。
12. 競技機には右翼下面および垂直尾翼に識別記号を記すものとする。
13. 競技機をはじめトレーラー、無線機など参加するために必要な編成装備は、参加者が準備するものとする。
14. 発航方法は、ウインチ曳航とする。発航に必要なWリング、単索、曳航索安全装置、プラ

グコネクションリングなどは参加者が準備する。

(競技機の装備、搭載物)

- 1 5. 競技機の装備は各機に規定されたものでなければならない。
 - (1) 旋回点撮影用カメラは、時刻表示付きのものを搭載すること。
 - (2) 自記高度計は、最近3年以内の検査に合格したもので、記録紙は競技委員の確認を受けて使用し、競技終了後2時間以内に写真と共に本部に提出する。
 - (3) 競技者は有効なパラシュートを装着すること。
 - (4) 重心位置を調整するバラストは確実に固定されていること。
 - (5) 万一、場外着陸した場合に備え、携帯電話を搭載すること。
 - (6) ウインチ発航のため、水バラストは使用できない。

(保 険)

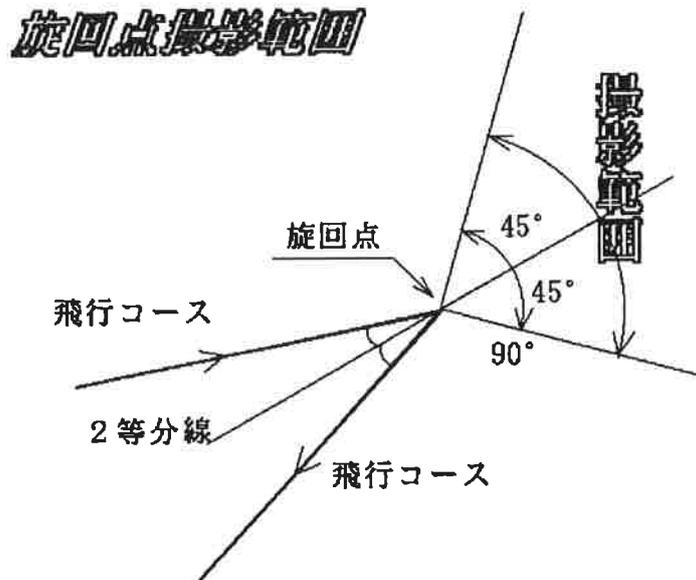
- 1 6. 競技参加者は自己の負担において別に定める第三者賠償保険と傷害保険に加入契約するものとする。

(競技の運営)

- 1 7. 運航管理委員は、大会規定第6条の各委員で構成する。
- 1 8. 競技の進行は規定第9条の競技委員の指示に従って行われる。
- 1 9. 各競技日ごとのコース(距離、周回数、指定方向など)は気象状況により、運航管理委員が選定し、前日に予告し、当日競技開始30分前までに決定し発表する。
- 2 0. 競技の開始は原則として10時30分、最終発航時刻を15時30分、競技終了は17時とする。ただし最終日は最終発航13時、競技終了は14時とする。
- 2 1. 競技は当日出場したチームのすべてが発航を終えたとき有効とみなされ成立する。
- 2 2. 競技機の飛行は離陸によって始まり、着陸をもって終了し、その飛行成績は競技機の出発に始まり、到着または着陸までとする。
- 2 3. 競技機の「出発」とは、競技機が発航装置から離脱したときとする。
- 2 4. 競技機の「到着」とは、その飛行の終了にあたり指定された到着線(フィニッシュライン)を通過したときとする。または、着陸のため接地したときとする。
- 2 5. 競技機の「着陸」とは、飛行を終わって着陸し、静止したときをいう。
- 2 6. 「旋回点への到着」とは、競技機が旋回点の垂直上方、またはその点の外側上方に到着または通過したときをいう。
- 2 7. 競技機が旋回点に到着したときは、そのことを写真撮影によって証明する。
- 2 8. 写真証明の条件
 - (1) フィルムは画面が35mmサイズの白黒フィルムを選手が準備し、装填すること。(ハーフサイズは判定が困難のため不可とする)
 - (2) カメラの時刻表示はピストの時計に合わせる。
 - (3) 毎飛行ごとに宣言板、ピストの時計、選手の顔、およびゼッケン番号を同一画面に写したものに引き続いて旋回点および時刻が写っていること。
 - (4) 旋回点の撮影範囲は次頁に明記し掲示する。
 - (5) 旋回点写真には、自機の翼端を入れること。
 - (6) 旋回点が自機の翼、風防の傷や汚れ、他の航空機、雲の断片などにより隠れている場合でも、周囲の情景から当該旋回点であることが立証される場合その写真は有効とする。
 - (7) フィルムは選手の責任で現像し、切断していない1本の長さのままで、選手名、チー

ム名を明記し、当日の競技終了後2時間以内に競技会本部に提出する。ただし、特別な事情により競技委員の許可を受けた者はこの限りではない。

- (8) デジタルカメラを使用する場合の条件は別に定める。



29. 競技の運営の細部は次によって行う。

- (1) 競技機の最初の発航順位は抽選により決定する。2回目以後の発航順位は着陸順または場周コースに入った順とする。
- (2) 発航準備完了後、3分以内に発航できないときは、発航したものとみなし、その時点での最終発航順位とする。ただしピストは3分経過時の警告をしなければならない。警告を受けたら30秒以内に発航する。
- (3) 索切れなど、曳航不調の場合は再発航することができる。その場合はただちに「キャンセル」を宣言して、すみやかに着陸する。
- (4) 旋回点、フィニッシュラインを通過するときは、「先入機優先」とし、他機警戒に十分な注意をはらい、他機を妨害するような行為をしてはならない。旋回点では周回方向と同じ方向に旋回する。
- (5) フィニッシュラインはピスト横外側、滑走路と直角な線上の高さ300m(AGL)以上に設定した計測器の測定範囲内を指定方向から進入通過するものとする。
- (6) フィニッシュラインおよび旋回点を通過する場合は、競技委員に指示を受けなければならない。またフィニッシュライン通過後は競技委員の指示に従い、順次着陸するものとする。
- (7) フライトプランの提出および終了は、本部が一括して航空局に連絡する。(予定)

(飛行の安全)

30. 大会期間中の飛行はすべて航空法、令、規則および日本学生航空連盟諸規則により、安全に行なわなければならない。
31. 上記の諸規則に違反したときは、減点または失格とする。無謀な場外着陸、低空飛行、他機との接近など危険な飛行をしたときは当日または全期間失格とする。また、飛行の安全について知識、認識が欠ける者は全期間失格とする。

- 3 2. 運航管理委員は、競技の継続が危険と判断した場合は、それ以降の発航を停止することができる。また、停止時間が長く、競技に公平を欠く場合は、その日の競技を中止することができる。
- 3 3. 競技者は、飛行の安全のため万全を期さなければならない。とくに、他の競技機との間のいかなる危険行為も避けることを絶えず留意しなければならない。
- 3 4. 競技の安全についての細部を次の通り定める。
 - (1) 飛行は昼間有視界飛行方式（VFR）のみとする。
 - (2) 同一および接近する上昇風帯（以下上昇風帯という）内における競技機相互の飛行方式は次の通りとする。
 - (A) 先に旋回中の競技機を優先とする。
 - (B) 先入機と同一方向に同心円で旋回する。
 - (C) 競技機は相互に他機を視認できる位置を保つ。
他機を視認できない場合は、その上昇風帯から離脱する。
 - (D) 競技機の飛行経路が互に交差する可能性がある場合は高度差150m以上、または水平距離500m以上を維持する。
 - (3) 制限速度など
 - (A) 競技機の飛行速度は、各機の飛行規定に示された速度限界以内で、競技機を安全確実に操作できる速度以下でなければならない。
 - (B) 曲技飛行など大きな姿勢変化を伴う飛行を行ってはならない。
 - (4) 場外着陸など
 - (A) 可能な限り場外着陸を避けるための飛行経路を取り、原則として600m(AGL)以下の高度では着陸可能な場所から離れてはならない。
 - (B) 競技委員は周回コース周辺に、場外着陸可能な場所を数カ所選定し、事前に掲示する。
 - (C) 競技者は、あらかじめ飛行コース近辺の着陸可能な場所を必ず実地踏査し、機体の回収方法についても検討しておく。
 - (D) 競技機は地図、救急用具、係留用具、小銭、電話メモ、その他必要な用具を搭載し、飛行の障害にならない場所に確実に固定すること。
 - (E) 妻沼滑空場以外に着陸した場合は、電話などにより速やかに競技委員に報告する。場外着陸した競技者は、その土地の所有者または管理者を調べ、競技委員に報告するものとする。
 - (5) 場周経路付近（滑走路中心線から約2km以内）の飛行
 - (A) 競技機が集中し規定の高度差、距離が保てない場合は、次の競技機の発航を中止する。
 - (B) 運航管理委員は高度500m(AGL)以下で滞空している競技機に他空域へ移動を命ずることができる。また高度200m(AGL)以下で飛行している競技機に着陸を命ずることができる。
- 3 5. 競技機に対する指示、連絡、通報などは、原則として滑空機専用周波数無線機を使用する。飛行中の競技機に対しては運航管理委員以外の無線局および全ての通信機器から指示援助を与えてはならない。ただし緊急通信、救援活動のための通信および航空機局と航空管制機関等との飛行の安全のための通信を除く。

36. 報告の義務および無線通信

- (1) 旋回点を通過する場合は、原則として直前に「位置、高度」を通報する。
- (2) フィニッシュラインを通過する場合は、2km以上手前で「位置、高度」を通報、競技委員の了解を受ける。
- (3) 外部から場周経路付近に進入する場合、滑走路から約2km地点で競技委員に通報し、飛行情報を確認後進入する。
- (4) 競技機は15分以上受信送信が無い場合は、競技委員と無線チェックを兼ね現在位置、高度を通報する。
- (5) 通信不能の場合は、ただちに滑空場に帰り着陸しなければならない。通信不能機は、ピスト横に来るまで翼を大きく振り、通信不能であることを表示する。
- (6) 競技機の無線通信は、混信を避け必要最小限にする。

(飛行成績)

37. 飛行距離は、地図上の各点の座標から計測された距離とする。
飛行高度は自記高度計に記録された高度を測定する。
38. 飛行速度は、指定された距離を飛行時間で割って得られる平均速度とする。飛行時間は、出発時刻から到着時刻または着陸時刻までの間に経過した時間とする。
39. 競技者の当日の飛行成績は、次の計算式に当てはめて算出し、順位を決定する。

$$P h = R d (5 0 0 + 5 0 0 \times R v) \times R h$$

$P h$; ハンディキャップ係数を掛けた得点 $P h \leq 1000$

※ただし、最高得点が1000点を超える場合、最高得点を1000点として、以下の得点を比例配分して修正する。

$R d$; 距離係数

各選手の飛行距離 / 当日の最大飛行距離

$R v$; 速度係数

各選手の世界 / 当日の最高速度

$R h$; ハンディキャップ係数

各機体のハンディキャップ / 当日の最高速度もしくは、最大飛行距離の機体のハンディキャップ
※ただし、各競技日の最高得点者が複数の時、ハンディキャップ係数の分母は数値の大きい方を用いる。

$$P = P h \times f - P d i s$$

P ; 各選手の得点

f ; デイリー・ファクター

(当日の得点数 $\times 2$) / 当日の競技参加機数

※ただし、 f 値が1.0以上の場合 $f = 1$ 、0.5以下の場合 $f = 0.5$

$P d i s$; 各選手の減点

各機体のハンディキャップ

DISCUS, LS4, LS8, ASW24 ASW28 0. 9 0
G102 (引込脚)、シーラス, ASW19 0. 9 5
ASK23, SZD51, ASK21, G102 (固定脚) 1. 0 0
Ka6, SZD50, PW-5 1. 0 5
K-8, ASK13 1. 1 0

- 4 0. 各選手は各競技日ごとの最終飛行に得点が与えられる。(競技機が離陸した時点で、当日の前飛行の得点は0点となる)
- 4 1. 競技の個人成績は、各個人の競技日ごとの得点の合計とする。競技の団体成績は、各チームごとの個人成績の合計とする。ただし同一大学から2名以上の選手が参加しているチームにのみ団体成績を与える。
- 4 2. 採点の特例など
- (1) 指定されたコースを、周回できず1ポイントのみ往復し、妻沼滑空場に着陸した場合は、往復の距離点のみとし、速度点は与えない。
 - (2) 競技終了時刻までにフィニッシュラインに到着または着陸しない場合は、最後の旋回点までの距離点のみを対象とし、速度点は与えられない。
 - (3) 妻沼滑空場以外に着陸したものは無得点とする。
- 4 3. この規則に違反したり、違反を黙認した選手は、減点または失格とする。
- (1) 不注意による過失 50点の減点
 - (2) 規則・指示違反 100～200点の減点
 - (3) 危険な飛行、場外着陸 当日または全期間を失格
- なお、減点、失格の基準は別に定める。

(審判)

- 4 4. 審判委員は競技の方法や判定などに関する諸問題を裁断する。
- 4 5. 選手が何らかの苦情を表明したいときは、チームリーダーが審判委員長に申し立てることができる。申し立ては成績発表後30分以内に、口頭及び文書で行う。審判員は関係者を集め事情を聴取し裁定する。

(表彰)

- 4 6. 最高得点者を当該年度選手権者とする。個人、団体ともそれぞれ上位6位までを表彰する。

(補則)

- 4 7. 競技期間中に競技機が損傷を受けた場合は、整備委員に報告し、修理することができる。ただし、事故扱いとなった場合は調査が終了するまで、現状を保存しなければならない。
- 4 8. 競技機以外の航空機は競技の進行中に、競技に影響を及ぼす可能性のある飛行をしてはならない。
- 4 9. 競技委員は集合日以後毎日選手ミーティングを開く。ミーティングには各チームリーダー及び選手は必ず出席しなければならない。その際、提示する飛行上、安全上の事項および「安全対策」のうち競技運営に必要な事項は、補充規則とみなされる。
- 5 0. 緊急の場合は、この規則にかかわらず、競技者は自己の安全のため最善の方法をとることができる。

大会競技細則

1. この細則は競技規則に基づき「全日本学生グライダー競技選手権大会」の運営に適用する。
2. 周回コースは次の6コースとする。但し管制機関などとの調整により変更もある。
 - (1) 妻沼－高林給水塔－千代田－妻沼 24 Km
 - (2) 妻沼－高山－千代田－妻沼 32 Km
 - (3) 妻沼－高山－明和－妻沼 37 Km
 - (4) 妻沼－高山－館林IC－妻沼 46 Km
 - (5) 妻沼－明和－高林給水塔－妻沼 29 Km
 - (6) 妻沼－館林IC－高林給水塔－妻沼 38 Km
3. 競技空域は、A区域高度4、500ft(1,350m)MSL以下、B区域高度3、500ft(1,050m)MSL以下の空域とする。また周回コース上およびその付近では高さ2、000ft(600m)AGL以上とする。航空機局(VHF無線機)を装備する競技機についても同一空域、高度範囲内で飛行する。
4. 競技は主に第1滑走路下段(B、C、D)で行う。着陸機が数機重なって進入した場合などは、第2滑走路を使用することもある。
5. 参加選手は大会集合日に健康申告書を提出し、救護委員の健康診断を受診すること。やむをえず集合日に受診できない場合は速やかに受診し競技に参加すること。
6. 参加費は期日までに指定の金額を納入すること。参加費は主催者の都合による中止のとき以外は返還されない。
7. 規則にいう保険は次の通りとする。
 - (1) 第三者賠償保険 1億円以上(対人=1人3,000万円以上)
 - (2) 傷害保険 3,000万円以上(搭乗者1人につき)
8. 主催者側の責任とし搭乗者1人につき2,000万円の傷害保険を、出場選手に追加加入契約する。

補 則

1. 記録用デジタルカメラの取り扱いについて

(1) 学生グライダー競技会の旋回点撮影記録用デジタルカメラの取り扱いについて定める。

(2) 競技での使用方法

- イ. 競技に使用する前に、メモリー挿入部カバーのシールドを受ける。(1回受ければよい)
- ロ. 競技に使用する前に、全コマ消去の状態カメラ本体をピストに提出してシールドを受ける。
- ハ. 競技機に取り付け使用する。
- ニ. 旋回点画像を確認後、カメラは返却する。
- ホ. 電池交換等でシールドを取る場合は、事前に審判員の了解を得て行う。
- ヘ. 途中でシールドを開封したときは、競技使用前と同様の確認を受ける。但し、撮影画像を保存したまま行う場合は、運行管理委員立ち会いの元、電池等の交換を行い、シールドを受ける。

(3) 審判委員の確認事項

- イ. 競技前に、全コマ消去を確認する。
- ロ. 競技前に、カメラをシールドする。
- ハ. 競技終了後、競技委員を含めて2名以上で提出されたカメラ本体のメディア挿入部がシールドされているのを確認する。

(4) 旋回点確認時

- イ. カメラ本体にビデオケーブル、ACアダプターを接続する。
- ロ. 宣言板、時間、旋回点を判定する。
- ハ. 撮影内容に問題がない場合は、カメラの画像を全コマ消去する。
- ニ. 選手にカメラを返却する。

2. 競技規則8.(競技機材)の競技機について

(1) 競技機は、学生グライダー競技で使用する機材として滑空比は40、スパンは15mを基準にします。ただし、単座機は現在の各校所有機の現状を考慮してFAIで規定するスタンダードクラス以下の性能の機体までを競技機として認めます。複座機は通常訓練飛行に使用しているASK13, ASK21, SZD50、ツインアステリア等の滑空比が40以下の機体は競技として認めます。

減点などの基準

- | | | |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 写真； | 宣言板、時計、時刻、ゼッケン番号、選手の顔が判読出来ない
旋回点が画面内に無いが旋回点に達していると推定できるもの
現像ミスなどによる障害、旋回点到達が推定できるもの
旋回点撮影範囲外で中心線から両側に45°を越え90°以内
フィルム、自記高記録など提出時限から30分以内 | 各50点
50
50
50
50 |
| 2. ゴール通過高度（QFE）； | 減点ゾーン 250m～300m未満
不通過 250m未満 | 50
Rv=0 |
| 3. セパレーション違反、他機妨害など； | 1回目の警告
2回 〃
3回 〃 | 得点から100
得点から200
以後失格 |
| 4. 低空飛行； | 低空違反
低空進入
危険な低空飛行 | 得点から200
得点から200および当日失格
以後失格 |
| 5. 高度、空域違反； | 自記高度計から高度記録が判定できないもの
制限高度、競技空域から脱したもの | 50
当飛行失格 |
| 6. 場外着陸； | 滑空場
その他場外
人身事故、第三者に被害 | 当飛行無得点
当日失格
以後失格 |
| 7. 無線通信； | ピストの指示に応答しないもの | 当飛行失格 |
| 8. 危険な飛行； | 過失
故意、技量未熟
人身事故、機体が大修理に該当する事故 | 当日失格
全期間失格
当該チーム 以後失格 |
| 9. 基本操作不良； | ウインチ曳航の上昇角過大
場周飛行の高度または経路不適切 | 当日または得点から100
〃 100 |
| 10. その他規則、指示違反； | 軽度の違反、過失
規則違反、指示違反
重大な規則違反 | 当日または得点から 50
〃 100
〃 200 |
| 11. 減点基準の基本的なルール； | <ul style="list-style-type: none"> ①減点後の得点が0点以下の場合は0点とする。 ②1回の飛行において100点以上の減点2回で、翌競技日に競技に出場出来ない。(当日失格を含む)また、3回目の100点以上の減点で当該飛行無効、以後失格 ③1回の飛行において200点以上の減点で翌競技日失格 ④1回の飛行において200点以上の減点2回で以後失格 ⑤減点の回数は大会期間中を通算 | |

安 全 対 策

◎組織体制

1. チームリーダーは、競技前日および当日朝のミーティングに必ず出席し、選手と本部との情報伝達を徹底する。選手の健康状態を把握し飛行可否を決定する。
2. 申し込み時に誓約書、技能証明、経歴、保険証を確認する。
3. 健康状態は集合日に健康申告書の提出と医師による健康診断により確認する。
4. 競技会前日に技量認定が行われ、不合格の者は参加できない。
5. ウインチ、リトリブなどの要員の精神状態、健康管理に留意する。特に、ウインチ曳航者は厳選された者をあてる。
6. 学生委員が持ち場を離れる時は、必ず引き継ぎを行わせ、その長に申し入れる。
7. 競技空域内を同時に飛行する機数は、選手の技能などにより制限する。
8. 各チームは着陸機の緊急移動などのため、パイロット含め4人以上の人員を確保する。

◎運航（大会ピストの運営）

1. 運航指示は連盟教官および委嘱した連盟指導員とし、OBなどは行えない。
2. ピストは、飛行管制者、地上管制者および統括者の三者で構成する。
3. 滑空場の周囲は第三者の進入防止処置を厳重にする。
4. 機名を記入したカードと地図板を利用し、飛行中の各機の位置を確実に把握する。
5. 飛行中の競技機には必ず地上監視員をピスト近くに配置し、着陸まで監視させる。
6. 進入中の機体がある場合は、着陸、停止し安全を確保した後に次機を発航する。
7. 周回コース付近に場外着陸が可能な場所を選定し、掲示して選手に周知徹底する。
8. 上昇気流が少なく、場周経路付近に競技機が集中し、規定の高度差、距離を保てなくなる可能性のある場合は、次の競技機の発航を停止する。
9. 場周経路付近および以内では高さ200m（AGL）以下での連続旋回を禁止する。
10. 競技委員の指示に従わぬ者には着陸を命じ、減点とする。
11. 万一重大事故が発生した場合、心理的動揺による二重事故を防ぐため、運航管理委員は競技を中断し、順次着陸させる。

◎参加選手

1. 安全教育のテキストや各大学航空部または個人で所有しているサーマル旋回の技術、空中接触防止の資料および場外着陸の要領などを集めてマニュアル化し、選手全員に勉強させる。
2. 選手は、全ての場外着陸場を下見し、障害物や路面の様子、着陸方法、管理者、着陸後の機体の搬出方法などを検討し、また途中の大きな目標物も確認しておく。
3. 出場選手が競技大会の雰囲気には呑まれないよう、教職員および同チームの監督、選手同士でチェックする。

◎整 備

1. 航空機登録証明書、耐空証明書、航空日誌、運用限界等指定書、飛行規程、機体点検表の検査を行う。
2. 参加機は集合日に整備委員の検査を受ける。
3. 競技機の装備、搭載物は各機の飛行規定に定められたものであること。
4. 毎日競技開始前にチェックリストにより点検し、そのリストを本部に提示する。
5. ウインチは毎朝点検し、ピストにチェックリストを提示する。
6. 索のエンドセットは基準に適したものを使う。

◎気 象

1. 気象条件は、本連盟の滑空スポーツ訓練実施規則38～41を厳守させる。
〔VMCであること、正対風10m/s以下、危険な乱流が無い、横風4m/s以下で曳航索が場外に落下する恐れが無いこと、競技区域内に落雷の危険が無いこと〕
2. 有視界飛行方式に従うほか、具体的に次の条件を満たすものとする。
 - (1) 滑走路の北西約5kmの刀水橋、南東約5.5kmの利根大堰が見えること。
 - (2) 妻沼滑空場上空から、当日の旋回点付近が視認できること。
 - (3) シーリングは1000m以上とし、雲上飛行は行わない。
 - (4) 平均風速10m/s、横風成分4m/s、背風成分2m/sのいずれかの基準を超えたときは競技を中止する。

◎競技空域

1. 地形図に飛行範囲を記入し、大会本部の宿舎およびピストに掲示する。
2. 航空機から撮影した競技空域および旋回点の写真を掲示する。
3. 競技空域は、A区域高度4、500ft(1,350m)MSL以下、B区域高度3500ft(1,050m)MSL以下の空域とする。また周回コース上およびその付近では高さ2,000ft(600m)AGL以上とする。航空機局(VHF無線機)を装備する競技機についても同一空域、高度範囲内で飛行する。
4. 競技機は危険な場外着陸を避けるため、高度を600m(AGL)以下では安全に着陸出来る場所から離れてはならない。
5. 競技機には、自記高度計の搭載を義務づける。飛行後に記録を確認し、規定された高度範囲内で飛行したことを証明する。

◎他航空機との調整

競技空域付近を飛行する航空機との調整は次の通り行う。

- (1) 米空軍横田基地
妻沼付近は米軍の管轄する空域のため、自衛隊入間基地を經由し、横田ラブコンに情報を提供し、競技空域付近を飛行するIFR機に注意を促す。
- (2) 航空自衛隊入間基地
入間基地を使用する自衛隊のVFR機は妻沼付近を通過するため、入間基地総隊司令部飛行隊および管制隊に毎日競技内容を連絡し、同隊の協力により自衛隊機は競技空域を避けて飛行する。入間管制隊は横田基地管制隊と妻沼ピストとの中継に協力する。細部は別紙「横田基地、入間基地との調整」参照。
- (3) 国土交通省東京航空交通管制部
空域使用については事前に説明し、大会初日と最終日に連絡する。
- (4) 国土交通省東京空港事務所運用課
航空法第60条の申請をし、許可を得る。ノータムの発行を依頼する。競技機のフライトプランを一括提出する(予定)。民間訓練試験空域KK4-3の使用予定を確認する。
- (5) 調布空港事務所、本田航空
調布飛行場および桶川飛行場から妻沼(館林、太田)方面へ出発する飛行機に当競技会に関する情報提供を依頼する。
- (6) 板倉滑空場
滑空場周辺では原則2000ft(AGL)以上の高度で飛行し、離着陸する飛行機に迷惑をかけない。各管理者とは毎朝連絡をとり、お互いに情報交換する。

◎無線通信要領

1. グライダーの専用周波数の無線機を使用する。また、緊急時に備え携帯電話を数台、本部に常備する。

2. 呼出名称

ピスト・・・「妻沼ピスト」

旋回点・・・「給水塔」^{きみづたいとう}「千代田」^{ちよだ}「明和」^{めいわ}「高山」^{たかやま}「館林インター」^{たてばやし}

競技機・・・「大学名と機種名」 例「ケイオー・ディスカス」など

3. 妻沼滑走路の名称

ランウエーは、32（スリー・ツー）と14（ワン・フォー）

着陸帯は、土手側をB（ブラボー）、中央をC（チャーリー）、川側をD（デルタ）と呼ぶ。なおA（アルファ）は現在使われていない。

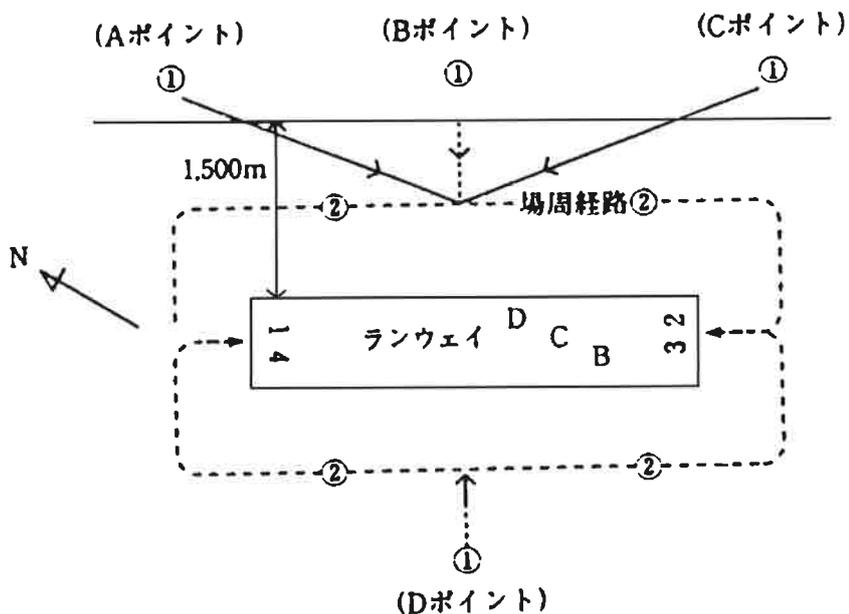
4. 速度、高度はメートル単位に統一する。全機メートル計器を装備。

5. 競技機の報告義務

- (1) 現在位置から移動する場合は必ず「位置、高度、移動方向」を通報する。
- (2) 旋回点を通る場合は必ず直前にピストに「位置、高度」を報告する。
- (3) ゴールライン通過は約2km手前で「位置、高度」を通報し、了解を受ける。
- (4) 15分以上受信がない場合は無線チェックを兼ね「位置、高度」を通報する。
- (5) その他、不必要な交信は行わない。

6. 場周経路への進入

競技機が滑走路まで2kmに近づいた場合は少なくとも次の図の位置でピストと交信を行う。



7. 無線通信不能

競技機は、無線通信不能の場合、直ちに着陸する。当該機はピスト横に来るまで、翼を左右に大きく振りながら飛行し、通信不能であることを明示する。ピストは赤白旗の合図により、他機に優先し着陸させる。

合図は次の通りとする。

白旗を振る・・・「着陸してよい」

赤白旗を振る・・・「障害物あり、注意」

赤旗を振る・・・「危険を回避して着陸しなさい」

8、めぬま・フライトサービス

妻沼滑空場に飛行援助用航空局（呼出名称：めぬま・フライトサービス 周波数：130.5MHz）を開設しました。滑空場周辺を飛行する他の航空機に対して、期間中の競技飛行状況を提供し飛行の安全を確保する。

◎ミーティング

集合日から最終日まで毎日定められた時間、競技会本部（妻沼訓練所）でチームリーダー、選手、クルー、応援学生全員に競技会実行委員会が、次の事項を説明する。

▽集合日、強化訓練中

1. ライセンス、身体検査書、航空日誌、保険証などの確認
2. 競技規則、細則、安全対策の読み合わせ
3. 周回コース速度競技の実施要領の説明、質疑
4. 競技実施空域および管制機関との連絡要領
5. 緊急時の対応要領
6. 無線通信要領
7. 滑空場の使用要領
8. 機材の準備状況
9. 開会式要領
10. 出場選手最終決定発表
11. 学生委員の役割分担、配置など

▽競技期間中

1. 当日の得点発表
2. 当日の飛行状況について反省
(運航管理委員からの指示、選手からの要望など)
3. 翌日の気象予報
4. 翌日の競技予定
5. 発航順位の抽選など

◎ブリーフィング

競技実施日は飛行開始の30分前に滑空場ピストで、チームリーダー、選手、学生委員に対し、次の事項を説明する。また気象条件などにより競技が中断される時は必要に応じてブリーフィングを行う。

1. 気象解説
2. 本日の競技コース発表
3. 運航指示
4. 機体点検確認
5. 選手の健康状態確認

◎実行委員ミーティング

期間中毎日、競技終了後、競技会本部（妻沼訓練所事務所）で、実行委員全員が、当日の競技結果と翌日の予定および注意事項などを協議する。

<以 上>